

名古屋港管理組合公報

平成30年 4月13日

(金曜日)

第 613 号

目次	頁
○勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
○通勤手当規則の一部を改正する規則	6
○宿日直手当規則の一部を改正する規則	6
告 示	
○公有水面埋立免許の出願の告示	7
○港湾施設の変更	8
監 査 公 表	
○定期監査の結果の公表	9
○財政援助団体等の監査結果の公表	10
辞 令	
○石原君雄	12
議 会 事 項	
○3月定例会名古屋港管理組合議会の結果	12
○職員の人事異動	12
監 査 委 員 事 項	
○職員の人事異動	13
雑 報	
○名古屋港管理組合副管理者の失職	13
○職員の人事異動	13

規 則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年四月十三日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第三号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和二十二年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項中「任命権者は、」の次に「要介護者（」を加え、「の「日常生活を営むのに支障があるもの」（以下この条において「要介護者」という）を「に規定する要介護者をいう。以下同じ）」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 任命権者は、妊産婦が請求した場合には、条例第八条に規定する勤務をさせてはならない。

第一条の五中第二項を第三項とし、同条第一項中「（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

任命権者は、妊娠中又は出産後一年以内の女性職員（以下「妊産婦」という。）が請求した場合には、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この条において同じ。）において、勤務時間を割り振り又は条例第八条に規定する勤務をさせてはならない。

第六条中第三項から第六項までを次のように改める。

3 条例第十四条の二第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇簿（別記様式第六）に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第四項、この項又は

次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

第六条に次の二項を加える。

- 7 第四項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第三項の申出に基づき第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第七条の二ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

- 8 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

第七条を次のように改める。

第七条 介護休暇の単位は、一日、半日（条例第十三条第一項に規定する半日とする。）又は一時間（当該介護休暇と要介護者を異にする職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十二年名古屋港湾管理組合規則第五号）第一条第七号の二の二の規定による職務に専念する義務の免除（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、一時間）とする。

- 2 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第七条の次に次の三条を加える。

第七条の二 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第十四条の二第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第七条の三 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。

- 2 前項の介護休暇の承認を受けようとするときは、二週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

第七条の四 前条第一項の請求があつた場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行つた職員に対して当該決定を通知するものとする。

- 2 任命権者は、介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

別記様式第六を次のように改める。

別記様式第6 (第6条関係)

(第1面)
介護休暇簿

(所属名)	(職員番号)		(氏名)
	氏名	※要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
※要介護者に関する事項	続柄	年 月 日	
	介護が必要となつた時期		

指定期間の申出・指定			
※本人印	決裁欄	※申出の期間	※申出日 年 月 日
		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
備考			

指定期間の延長・短縮			
※本人印	決裁欄	※延長・短縮後の末日	※申出日
		(年 月 日から)	年 月 日
		年 月 日まで	年 月 日
備考			

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第2面)
介護休暇の請求・承認

※本人印	承認印	※請求の期間										※請求年月日		承認の可否	備考								
		年月日		半日	時間		日・時間数		年	月	日	承認	不承認										
		年	月		日	日	時間	日								時間							
		年	月	日	から	年	月	日	まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	～	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
		年	月	日	から	年	月	日	まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	～	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
		年	月	日	から	年	月	日	まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	～	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
		年	月	日	から	年	月	日	まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	～	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
		年	月	日	から	年	月	日	まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	～	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
		年	月	日	から	年	月	日	まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	～	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
		年	月	日	から	年	月	日	まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	～	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
		年	月	日	から	年	月	日	まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	～	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
		年	月	日	から	年	月	日	まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	～	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第3面)

介護休暇の取消し等

※本人印	承認印	※休暇の取消し等の期間				備考
		年月日	半日	時間	日・時間数	
		年 月 日から	□午前	時 分～	日	
		年 月 日まで	□午後	時 分～	時間	
		年 月 日から	□午前	時 分～	日	
		年 月 日まで	□午後	時 分～	時間	
		年 月 日から	□午前	時 分～	日	
		年 月 日まで	□午後	時 分～	時間	
		年 月 日から	□午前	時 分～	日	
		年 月 日まで	□午後	時 分～	時間	
		年 月 日から	□午前	時 分～	日	
		年 月 日まで	□午後	時 分～	時間	
		年 月 日から	□午前	時 分～	日	
		年 月 日まで	□午後	時 分～	時間	
		年 月 日から	□午前	時 分～	日	
		年 月 日まで	□午後	時 分～	時間	
		年 月 日から	□午前	時 分～	日	
		年 月 日まで	□午後	時 分～	時間	
		年 月 日から	□午前	時 分～	日	
		年 月 日まで	□午後	時 分～	時間	

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。ただし、改正後の規則第六条から第七条の四までの規定及び別記様式第六の規定は、適用日以後に新たに指定する期間に係る介護休暇について適用する。
- 2 職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。
第四条中「第一条第八号の三又は第八号の四」を「第一条第七号の二の二、第八号の三、第八号の四又は第八号の五」に改める。

通勤手当規則の一部を改正する規則を公布する。
平成三十年四月十三日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第四号

通勤手当規則の一部を改正する規則

通勤手当規則（昭和二十四年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第十八条において」を「以下」に改める。

第十五条第一項第四号中「事由」の下に「（以下「出張等」という。）」を加え、「となる場合」を「につき、当該月の前月の末日において任命権者が予見した場合」に改め、同項に次の一号を加える。

五 出張等により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前号に該当する場合又は当該月の翌月の初日から末日までの期間において通勤することが、当該月の末日において明らかな場合を除く。）

第十八条中「出張、休暇、欠勤その他の理由」を「出張等」に改める。

第十九条の次に次の二条を加える。

(不当な手当の返還)

第二十条 事実と反する届出等により不当に手当の支給を受けた職員は、既に支給を受けた不当な手当を返還しなければならない。

(実施規定)

第二十一条 この規則の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

宿日直手当規則の一部を改正する規則を公布する。
平成三十年四月十三日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第五号

宿日直手当規則の一部を改正する規則

宿日直手当規則（平成十五年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四千四百円」を「六千二百円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「しても」を「したときは、」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宿日直手当規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

告 示

名古屋港管理組合告示第 24号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、公有水面埋立ての免許の出願があった。その要領は次のとおりである。

なお、その内容を記載した書面及び関係図書を次のように縦覧に供する。

平成30年 4月13日

名古屋港港湾管理者
名古屋港管理組合
名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

1 出願人

所在地 名古屋市港区港町1番11号
名称 名古屋港管理組合
代表者の住所 名古屋市港区港町1番11号
代表者の氏名 名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

2 埋立区域

(1) 位置

愛知県弥富市楠二丁目70番及び75番4の地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成16年7月14日付け指令第1511号で竣功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（N.P.+1.96mにより決定）及び④の地点と①の地点を結ぶ昭和54年7月19日付け指令第2773号で竣功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（N.P.+2.60mにより決定）により囲まれた区域

①の地点	名古屋港基準点No.42（北緯35度02分10秒50・東経136度48分36秒76（以下「基点」という。））から		
	319度55分31秒	1,880.26mの地点	
②の地点	①の地点から	90度05分16秒	340.33mの地点
③の地点	②の地点から	180度05分16秒	500.70mの地点
④の地点	③の地点から	270度04分33秒	340.22mの地点

(3) 面積

170,389.61㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

愛知県弥富市楠一丁目122番、130番、131番、同市楠二丁目65番20、70番、75番4の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の㊸の地点から㊾の地点までを順次に直線で結んだ線及び㊿の地点と㊸の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点	基点から	324度23分36秒	2,094.95mの地点
㊹の地点	㊸の地点から	90度00分00秒	679.57mの地点
㊺の地点	㊹の地点から	180度00分00秒	915.00mの地点
㊻の地点	㊺の地点から	270度00分00秒	337.20mの地点
㊼の地点	㊻の地点から	0度04分42秒	127.47mの地点
㊽の地点	㊼の地点から	270度04分45秒	343.91mの地点

(3) 面積

578,612.84㎡

4 埋立地の用途

保管施設用地 約17.0ha

5 出願年月日

平成30年 3月30日

6 書面及び関係図書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成30年 4月13日から平成30年 5月 8日

(2) 縦覧場所

名古屋港情報センター（名古屋港管理組合本庁舎 6階）

名古屋港管理組合告示第25号

次の港湾施設は、平成30年3月20日から次のとおり変更した。

平成30年4月13日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 航路
変更前

名称	延長	幅員	水深
東航路	10,000 <small>メートル</small>	580～610 <small>メートル</small>	15.0 <small>メートル</small>
西航路	8,400 <small>メートル</small>	350～400 <small>メートル</small>	12.0～15.0 <small>メートル</small>

変更後

名称	延長	幅員	水深
東航路	10,000 <small>メートル</small>	580～610 <small>メートル</small>	15.0～16.0 <small>メートル</small>
西航路	8,400 <small>メートル</small>	350～400 <small>メートル</small>	12.0～16.0 <small>メートル</small>

名古屋港管理組合告示第26号

次の港湾施設は、平成30年3月12日から次のとおり変更した。

平成30年4月13日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 係船岸壁
用途区分を定めた岸壁
変更前

名称	用途区分	位置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		制限荷重 (1平方メートルあたり)	備考
						船舶の総トン数	バース数		
84号岸壁	重量物船	金城ふ頭西側	メートル 200	メートル 20	メートル 10	トン 10,000	バース 1	キロニュートン 10	

変更後

名称	用途区分	位置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		制限荷重 (1平方メートルあたり)	備考
						船舶の総トン数	バース数		
84号岸壁	重量物船	金城ふ頭西側	メートル 200	メートル 20	メートル 10～12	トン 10,000	バース 1	キロニュートン 10	水深は85号岸壁北端から北へ60メートルの間は12メートル

監 査 公 表

監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を公表する。

平成30年 4月13日

名古屋港管理組合監査委員 水谷満信
同 篠田信示
同 黒川和博

1 監査の期間

平成29年10月23日から

平成30年 2月 8日まで

2 監査の対象及び実施年月日

対 象	実 施 年 月 日
企 画 調 整 室	平成30年 2月 8日 平成29年11月 2日から 平成30年 1月12日まで
総 務 部	平成30年 2月 8日 平成29年11月 1日から 平成30年 1月 9日まで
港 営 部	平成30年 2月 6日 平成29年11月 8日から 平成30年 1月10日まで
建 設 部	平成30年 2月 6日 平成29年10月31日から 平成30年 1月11日まで
監査委員事務局	平成30年 2月 8日 平成29年10月27日
議 会 事 務 局	平成30年 2月 8日 平成29年10月23日

3 監査の範囲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、主として平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について実施した。

なお、工事については、建設部の工事の内1件を抽出して、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査を委託し、これを参考に監査した。

4 監査結果

事務の執行及び事業の管理については、おおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意改善を要する指摘事項が見受けられた。

なお、これらの事項については、必要な措置を講じられたい。

(1) 指摘事項

〈支出事務〉

ア 超過勤務手当において、未支給及び過支給となっているものがあった。

該当箇所 総務部、港営部、建設部

イ 在勤地出張に係る旅費において、未支給、支給不足及び過支給となっているものがあった。

該当箇所 総務部、港営部、建設部

(2) 注意事項

特になし

5 監査意見

(1) 港湾運営会社制度への対応について、港湾運営会社として名古屋四日市国際港湾株式会社が指定され、名古屋港及び四日市港のコンテナターミナルの一体的な運営が開始されたことから、港湾管理者としても港湾運営会社と連携を図りながら国際競争力強化に取り組むよう要望する。

該当箇所 企画調整室

(2) 指定管理者の選定について、特に応募団体が1者の施設については、公正性や競争性の確保のため、募集要項等の応募条件を検証の上、より厳正に選定されるよう要望する。

該当箇所 港営部

(3) 備品の整理について、備品整理票を付すことが困難なものについては、他の適当な方法による整理を検討されるよう要望する。

該当箇所 総務部

監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を公表する。

平成30年4月13日

名古屋港管理組合監査委員 水谷満信
同 篠田信示
同 黒川和博

(名古屋港利用促進協議会)

- 1 監査種別 財政援助団体監査
- 2 監査の対象 名古屋港利用促進協議会
- 3 実施年月日 平成29年11月20日(月)
平成30年1月25日(木)

4 監査対象の概要

(1) 設立目的

名古屋港利用促進協議会は、昭和57年5月24日、名古屋港の振興に関する基本的事項を調査、企画し、港湾利用の促進を図るとともに、会員相互の連絡懇親を図り、もって名古屋港の振興と発展に寄与することを目的に設立された。

(2) 事業の内容

- ア 名古屋港の船舶及び貨物誘致に関する総合的な調査研究を行い、その具体的施策を企画すること。
- イ 名古屋港の振興宣伝を広く内外に向かって展開し、利用促進事業を実施すること。
- ウ 名古屋港に関連する種々の情報を広く周知させるため、刊行物を発行し、頒布すること。
- エ 港湾に関連する各種情報、資料を収集し、その調査分析を行うこと。
- オ その他本会の目的達成のために必要な事業

(3) 会員

海上運送事業者、港湾運送事業者、倉庫業者その他関係業者、港湾管理者その他関係行政機関、学識経験者など276団体・社（平成29年3月31日現在）

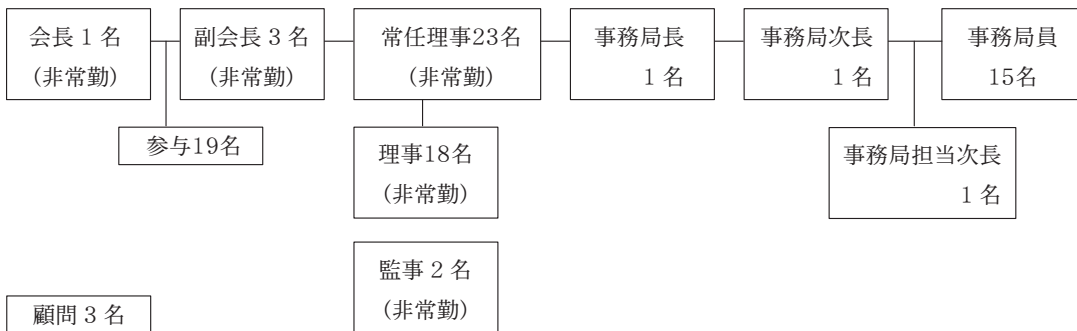
(4) 組織

組織は、会長1名、副会長3名、常任理事23名、理事18名、参与19名、監事2名のもと、事務局18名により事業運営を行っている。

なお、機構図は第1表のとおりである。

第1表

(平成29年3月31日現在)



5 監査の観点

平成28年度において、本組合は、補助金等として39,000,000円を交付している。地方自治法第199条第7項の規定に基づき、本組合の補助金等が交付目的に沿って適正に執行されているか、補助金等に係る会計処理は適正に行われているかなどの点について、主として平成28年度の出納その他の事務に係る監査を行った。

6 事業の状況

(1) 会議の開催

総会1回、理事会1回、利用促進委員会2回を開催した。

(2) 振興促進事業の実施

名古屋港利用者懇談会などの国内ポートセールス及び経済交流並びに名古屋港利用促進使節団をアメリカ、パナマ及びキューバに派遣するなどの海外ポートセールスを実施した。また、船舶歓迎行事、クルーズ船誘致活動、調査研究、講演会など各種振興促進事業を行った。

(3) 雑誌の編集・発行

雑誌「名古屋港」を隔月で発行した。

(4) 調査研究

「名古屋港における完成自動車ハブ機能の形成に向けた検討調査（その3）」を行った。

7 収支状況

平成28年度の収支状況は、第2表のとおりである。

第2表

区 分	予算額	決算額
	円	円
収入	80,700,000	80,625,296
会費	5,835,000	5,760,000
補助金	65,613,000	65,613,000
広告料	1,896,000	1,968,000
国際交流事業助成金	300,000	300,000
雑収入	242,000	169,343
繰越金	6,814,000	6,814,953
支出	80,700,000	72,465,670
事務費	2,606,000	2,384,347
会議費	3,846,000	3,154,281
振興促進費	62,706,000	55,677,765
雑誌発行費	11,542,000	11,249,277

8 監査結果

(1) 結果の概要

事業は補助金等の交付目的に沿って適正に行われており、補助金等に係る出納その他の事務は適正に執行されているものと認められた。

(2) 指摘事項等

ア 指摘事項

特になし

イ 注意事項

特になし

9 監査意見

名古屋港利用促進協議会は名古屋港の振興と発展に寄与することを目的としているが、本組合固有の業務と協議会業務の区分に曖昧さもみられる。

収入の多くが本組合からの補助金等であることから、より透明性の高い、適切かつ効率的な組織・運営の在り方を検討されるよう要望する。

(新舞子ボートパーク運営共同企業体)

1 監査種別 公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象 新舞子ボートパーク運営共同企業体

(当該指定管理者の事業に係る港営部の事務を含む。)

3 実施年月日 平成29年12月4日(月)

平成30年1月30日(火)

4 監査対象の概要

新舞子ボートパーク運営共同企業体は、本組合から新舞子ボートパークの指定管理者の指定を受けており(指定期間:平成27年4月1日から平成31年3月31日まで)、次の業務を行っている。

(1) 施設の利用の許可等に関すること。

(2) 施設の供用、その他管理者が必要と認める事業の実施に関すること。

(3) 施設の維持管理に関すること。

(4) その他管理者が定める業務

5 監査の観点

本組合は、平成28年度において、利用料金として約3,788万円を収受させていることから、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、事業運営は協定等に沿って適正に執行されているか、会計経理は適正に行われているか等について、主として平成28年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務について監査を実施した。

6 事業の状況

施設の利用状況は第1表のとおりである。

第1表

区 分	平成28年度	平成27年度	差
係留施設	4,856隻	4,054隻	802隻
甲区画	120隻	120隻	0隻
乙区画	4,736隻	3,934隻	802隻
駐車場	1,127台	886台	241台
利用料金収入	37,875,300円	31,838,900円	6,036,400円

7 収支状況

平成28年度の指定管理者業務に係る収支状況は、第2表のとおりである。

第2表

区 分		予算額	決算額
		円	円
収入		34,952,000	38,158,623
管理事業収入		34,952,000	38,158,623
利用料金収入		34,742,000	37,875,300
その他収入		210,000	283,323
支出		17,770,000	15,774,905
管理費		17,760,000	15,764,052
人件費		13,270,000	12,525,500
一般管理経費		4,490,000	3,238,552
租税公課費		10,000	10,853

8 監査結果

＜新舞子ボートパーク運営共同企業体＞

監査の結果、特に指摘する点はなかった。

＜港営部関係分＞

港営部所管の事務の内、新舞子ボートパーク運営共同企業体に対する事務について監査を実施した結果、特に指摘する点はなかった。

辞 令

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合副管理者		石原 君雄 (以上4月1日)

議 会 事 項

3月27日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を3日間と決定し、29日議事終了閉会した。
付議事件及びその結果は、下記のとおりである。

記

1 平成28年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算	認 定
2 平成28年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算	認 定
3 平成28年度名古屋港管理組合施設運営事業会計決算	認 定
4 平成28年度名古屋港管理組合理立事業会計決算	認 定
5 副管理者選任の同意について（愛知県副知事）	同 意
6 平成30年度名古屋港管理組合一般会計予算	原案可決
7 平成30年度名古屋港管理組合基金特別会計予算	原案可決
8 平成30年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算	原案可決
9 平成30年度名古屋港管理組合理立事業会計予算	原案可決
10 名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部改正について	原案可決
11 平成29年度名古屋港管理組合一般会計補正予算	原案可決
12 平成29年度名古屋港管理組合理立事業会計補正予算	原案可決
13 給与条例の一部改正について	原案可決
14 各常任委員会における閉会中の継続調査について	可 決

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合へ出向 (以上3月31日)	議会議務局議事課長	板 倉 宏
名古屋港管理組合へ出向	議会議務局議事課調査係長	秋 元 康 隆
名古屋港管理組合へ出向	議会議務局議事課 主事	山 崎 正 勝
名古屋港管理組合へ出向	議会議務局議事課 主事	高 津 愛 弓

名古屋港管理組合へ出向 議会事務局議事課長 議会事務局議事課課長補佐 (庶務係長兼務解除) 議会事務局議事課庶務係長 議会事務局議事課調査係長 議会事務局議事課 主事 議会事務局議事課 主事 議会事務局議事課 主事 (以上4月1日)	議会事務局議事課 主事 退職派遣(名古屋港埠頭派遣) 議会事務局議事課課長補佐 (庶務係長兼務) 港営部港営課運営係長 港営部港湾管理事務所 主事 企画調整室(調整担当) 主事 総務部総務課 主事 総務部職員課 主事	清水尚子 久野尊仁 秋田雅樹 丹羽浩 鈴木敏文 伊藤友理 相羽央樹 西濱彩千代
---	--	--

監査委員事項

新	旧	氏名
名古屋港管理組合へ出向 名古屋港管理組合へ出向 監査委員事務局監査課主査 監査課 主事 (以上4月1日)	監査委員事務局監査課主査 監査課 主事 総務部職員課福利係長 総務部行政管理課 主事	木村里香 栗野友美 小酒井博人 池田香澄

雑 報

名古屋港管理組合副管理者愛知県副知事中西肇は、平成30年3月31日同県副知事の任期満了により、名古屋港管理組合規約第11条第5項の規定に基づき、同日をもって副管理者の職を失った。

新	旧	氏名
(退職者) 定年退職 定年退職 定年退職 定年退職 (退職派遣職員) (次長級) 退職派遣(名古屋四日市国際港湾派遣) (課長級) 退職派遣(名古屋港埠頭派遣) 退職派遣(名古屋港埠頭派遣) 退職派遣(名古屋港埠頭派遣) 退職派遣(名古屋港埠頭派遣) 退職派遣(名古屋港埠頭派遣) (課長補佐級) 退職派遣(名古屋港埠頭派遣) 退職派遣(名古屋港埠頭派遣) 退職派遣(名古屋港埠頭派遣) (係長級)	会計管理者 企画調整室長 港営部担当課長(プレジャーボート対策担当) 港営部海務課長 港営部海務課 技師 建設部施設事務所長 建設部担当課長(運河河川管理担当) 議会事務局出向(議事課長) 港営部港営課課長補佐(経理担当) 退職派遣(名古屋港埠頭派遣) 退職派遣(名古屋港埠頭派遣) 港営部港湾管理事務所副所長(道路維持担当) 港営部付主幹(名古屋みなと振興財団派遣) 建設部事業推進課課長補佐	吉田英生 惠飛須朗 河合純二 熊谷一幸 磯松幸夫 早川金隆 則竹和弘 板倉宏 野方一馬 碓野哲治 吉田宗弘 平松久佳 鬼頭祐二 榊原進

退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	港営部誘致推進課担当係長（企業誘致担当）	川瀬陽介
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	飯尾栄治
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	建設部総合開発課担当係長（総合開発調整担当）	榎木芳光
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	建設部技術管理課担当係長（技術基準・検査担当）	榎山享佐
退職派遣（名古屋四日市国際港湾派遣） 〈主事・技師〉	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	副田雄一
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	総務部危機管理課 主事	田中勇一
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	総務部危機管理課 技師	鈴木浩司
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	総務部職員課 主事	松芳多香美
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	建設部施設事務所 技師	宮崎智
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	建設部施設事務所 技師	渡邊博之
（愛知県派遣職員）		
併任解除	企画調整室参事（政策推進担当）	水野貢
併任解除	総務部担当課長（県市政調整担当）	橋本尚典
（名古屋市派遣職員）		
併任解除	総務部参事（県市政調整担当）	鈴木英文
併任解除	企画調整室担当課長（政策推進担当）	平野照明
		（以上3月31日）
会計管理者		田中正剛
企画調整室長	建設部担当部長（総合開発担当）	安藤一弘
併任	愛知県建設部港湾課付	市石誠
企画調整室参事（政策推進担当）		
併任	名古屋市住宅都市局付参事	田村正史
総務部参事（県市政調整担当）		
総務部危機管理監	建設部工事課長	亀嶋隆光
建設部担当部長（総合開発担当）	総務部危機管理監	小出真二
併任	名古屋市住宅都市局付主幹	小池高德
企画調整室担当課長（政策推進担当）		
企画調整室担当課長（企画担当）	企画調整室担当課長（港湾運営企画担当）	桑山幹根
企画調整室担当課長（海域企画担当）	企画調整室担当課長（企画担当）	浅井康則
企画調整室付課長 名古屋市派遣	企画調整室主幹（計画担当）	鈴木省吾
併任	愛知県建設部港湾課付	服部昌明
総務部担当課長（県市政調整担当）		
総務部担当課長（広報・にぎわい振興担当）	企画調整室主幹（調整担当）	木下嘉平太
総務部危機管理課長 名古屋市派遣解除	企画調整室付課長 名古屋市派遣	佐々木浩二
港営部担当課長（プレジャーボート対策担当）	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	吉野正宜
港営部担当課長（水族館事業担当）	港営部付課長（名古屋みなと振興財団派遣）	福田健一
港営部誘致推進課長	総務部担当課長（広報・にぎわい振興担当）	岡松宏
港営部海務課長	港営部誘致推進課長	森田浩敏
港営部付課長（名古屋みなと振興財団派遣）	総務部総務課課長補佐	坂本和弘
建設部事業推進課長	総務部危機管理課長	清水浩
建設部工事課長	建設部事業推進課長	野口哲史
建設部施設事務所長	建設部工事課課長補佐（施設工事監理担当）	榊原伸裕
建設部担当課長（運河河川管理担当）	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	磯部康男

議会事務局出向 (議事課長)	退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	久野 尊 仁
企画調整室主幹 (調整担当)	港営部港営課課長補佐	加藤 康 弘
企画調整室主幹 (企画担当)	建設部事業推進課課長補佐 (事業推進担当)	村瀬 勝 博
企画調整室主幹 (海域企画担当)	企画調整室主幹 (海域調整担当)	安藤 一 男
企画調整室主幹 (計画担当)	建設部総合開発課課長補佐 (金城・中川・南5区担当)	山田 洋 二
総務部総務課課長補佐	港営部港営課関連事業室長	小島 陽 一
総務部行政管理課課長補佐	港営部管財課課長補佐	千賀 孝 利
総務部職員課課長補佐	総務部行政管理課課長補佐	吉野 算 洋
港営部港営課課長補佐	建設部管理課課長補佐	井戸田 徹 也
港営部港営課課長補佐 (経理担当)	退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	若山 理恵子
港営部港営課関連事業室長	港営部港営課担当係長 (関連事業担当)	堀尾 冬 樹
港営部港営課課長補佐 (水族館事業担当)	企画調整室主査 (調整担当)	青井 万里子
港営部管財課課長補佐	港営部港営課課長補佐 (関連事業担当)	宮崎 慎 悟
港営部海務課課長補佐	港営部海務課通航情報管理室長	平崎 千 明
港営部海務課海務係長兼務		
港営部海務課通航情報管理室長	港営部海務課海務係長	谷水 良 至
港営部港湾管理事務所副所長 (道路維持担当)	企画調整室主査 (計画担当)	浜島 真 治
港営部港湾管理事務所副所長 (施設維持担当)	建設部技術管理課課長補佐 (維持管理推進担当)	渡辺 浩 一
港営部付主幹 (名古屋みなと振興財団派遣)	港営部港湾管理事務所副所長 (施設維持担当)	下里 卓 功
建設部管理課課長補佐	総務部職員課課長補佐	須崎 道 明
建設部事業推進課課長補佐	建設部工事課技術第一係長	山崎 和 昭
建設部事業推進課課長補佐 (事業推進担当)	退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	清水 和 夫
建設部総合開発課課長補佐	企画調整室主査 (環境担当)	児玉 一 成
建設部総合開発課課長補佐 (金城・中川・南5区担当)	企画調整室主幹 (企画担当)	今枝 弘 昌
建設部技術管理課課長補佐 (維持管理推進担当)	建設部総合開発課課長補佐	木村 文 彦
建設部工事課課長補佐 (施設工事監理担当)	退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	小宅 基 之
企画調整室主査 (調整担当)	港営部港営課庶務係長	佐々木 諭実彦
企画調整室主査 (企画担当)	企画調整室主査 (港湾運営企画担当)	長谷川 久 芳
企画調整室主査 (企画担当)	退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	川原 茂 昭
企画調整室主査 (企画担当)	建設部事業推進課担当係長 (事業推進担当)	音堅 清 人
企画調整室主査 (海域企画担当)	企画調整室主査 (海域調整担当)	水上 琢 允
企画調整室主査 (計画担当)	企画調整室主査 (バルク戦略担当)	榊原 匡 房
企画調整室主査 (計画担当)	港営部誘致推進課担当係長 (港湾振興誌担当)	守屋 英 孝
企画調整室主査 (バルク戦略担当)	企画調整室主査 (環境担当)	末富 将 之
企画調整室主査 (環境担当)	建設部技術管理課担当係長 (維持管理推進担当)	水野 信 一
企画調整室主査 (環境担当)	建設部工事課設計第二係長	大矢 敏 勝
総務部総務課主査 (東京駐在代表)	建設部港湾工事事務所 技師	金森 健 二
総務部総務課文書係長	総務部会計課用度係長	大矢 竜 一
出納室兼務解除	出納室兼務	
総務部総務課担当係長 (訟務担当)	総務部職員課担当係長 (厚生事業担当)	林 秀 光
総務部総務課担当係長 (広報担当)	総務部会計課担当係長 (公会計調整担当)	喜畑 純 平
出納室兼務解除	出納室兼務	
総務部総務課担当係長 (にぎわい振興担当)	企画調整室主査 (計画担当)	白川 賢 司
総務部危機管理課危機管理係長	総務部総務課 主事	山川 昭 佳

総務部危機管理課担当係長（危機管理担当）	総務部危機管理課 技師	林 章 郎
総務部職員課福利係長 出納室兼務解除	総務部会計課支出係長 出納室兼務	岡 本 真 紀
総務部職員課担当係長（厚生事業担当）	総務部職員課 主事	船 渡 直 樹
総務部会計課支出係長 出納室兼務	港営部港湾管理事務所業務第二係長	川 井 修
総務部会計課用度係長 出納室兼務	建設部管理課工事契約係長	稲 本 慶 太
港営部港営課庶務係長	総務部総務課担当係長（広報担当）	志 賀 良 太
港営部港営課運営係長	港営部港営課担当係長（運営調査担当）	鶴 田 政 友
港営部港営課担当係長（運営調査担当）	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	棚 橋 治 之
港営部港営課担当係長（プレジャーボート対策担当）	監査委員事務局出向（監査課主査） 名古屋港管理組合事務職員兼務	木 村 里 香
名古屋港管理組合事務職員兼務解除		
港営部港営課担当係長（関連事業担当）	港営部港営課担当係長（プレジャーボート対策担当）	浅 野 憲 一
港営部港営課担当係長（水族館事業担当）	総務部危機管理課危機管理係長	光 地 崇
港営部誘致推進課担当係長（企業誘致担当）	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	石 黒 貴 弘
港営部誘致推進課担当係長（港湾振興誌担当）	港営部港湾管理事務所担当係長（道路維持担当）	福 田 弘 子
港営部管財課担当係長（公有財産調整担当）	建設部技術管理課担当係長（維持管理推進担当）	佐 田 洋 介
港営部管財課管理第二係長	総務部総務課文書係長	須 甲 幸 喜
港営部港湾管理事務所業務第二係長	総務部総務課担当係長（にぎわい振興担当）	中 尾 洋 介
港営部港湾管理事務所担当係長（道路維持担当）	港営部管財課管理第二係長	岡 村 志 朗
港営部港湾管理事務所施設維持係長	建設部工事課技術第三係長	窪 田 光 利
港営部付係長（名古屋みなと振興財団派遣（更新））	港営部付係長（名古屋みなと振興財団派遣）	吉 田 聡
建設部管理課工事契約係長	議会事務局出向（議事課調査係長）	秋 元 康 隆
建設部事業推進課担当係長（事業推進担当）	企画調整室主査（企画担当）	徳 田 修 康
建設部事業推進課担当係長（事業推進担当）	建設部工事課 技師	神 谷 和 憲
建設部総合開発課担当係長（総合開発調整担当）	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	木 崎 宏 康
建設部技術管理課担当係長（技術調査担当）	港営部管財課担当係長（固定資産台帳整備担当）	桐 山 隆 二
建設部技術管理課担当係長（技術基準・検査担当）	港営部港湾管理事務所施設維持係長	荒 田 裕 生
建設部技術管理課担当係長（維持管理推進担当）	建設部事業推進課担当係長（事業推進担当）	小 島 秀 明
建設部技術管理課担当係長（維持管理推進担当）	建設部技術管理課担当係長（技術調査担当）	服 部 純 司
建設部工事課設計第一係長	総務部危機管理課担当係長（危機管理担当）	齊 藤 睦
建設部工事課技術第一係長	建設部工事課技術第二係長	青 山 俊 一
建設部工事課技術第二係長	建設部工事課設計第一係長	桑 原 典 孝
建設部工事課設計第二係長	総務部総務課主査（東京駐在代表）	原 望
建設部工事課技術第三係長	企画調整室主査（企画担当）	柴 田 英 智
建設部港湾工事事務所担当係長（環境整備担当）	建設部付係長 宮城県気仙沼市派遣	三 岡 道 治
宮城県気仙沼市派遣解除		
建設部港湾工事事務所技術第三係長	建設部港湾工事事務所担当係長（環境整備担当）	西 山 雄 介

建設部付係長 宮城県気仙沼市派遣	建設部港湾工事事務所技術第三係長	内 匠 泰 雄
監査委員事務局出向（監査課主査） 名古屋港管理組合事務職員兼務	総務部職員課福利係長	小酒井 博 人
議会事務局出向（議事課庶務係長）	港営部港営課運営係長	丹 羽 浩
議会事務局出向（議事課調査係長）	港営部港湾管理事務所 主事	鈴 木 敏 文
企画調整室（調整担当） 主事	総務部総務課 主事	青 木 美 月
企画調整室（企画担当） 主事	港営部港営課 主事	榎 田 正 俊
企画調整室（企画担当） 技師	建設部施設事務所 技師	笹 木 大 輔
企画調整室（計画担当） 主事	議会事務局出向（議事課主事）	山 崎 正 勝
企画調整室（環境担当） 技師	建設部総合開発課 技師	都 築 琴 美
企画調整室（環境担当） 技師	建設部総合開発課 技師	香 村 美保子
総務部総務課 主事	企画調整室（企画担当） 主事	村 田 由美子
総務部総務課 主事	企画調整室（計画担当） 主事	井 上 尚 文
総務部総務課 主事	港営部港営課 主事	金 山 大 輔
総務部総務課 主事	港営部誘致推進課 主事	浅 川 賢 司
総務部総務課 主事	港営部管財課 主事	佐 溝 夕 貴
総務部総務課 主事	建設部管理課 主事	竹 内 章 修
総務部総務課 主事	建設部管理課 主事	志 賀 亜 紀
総務部総務課 主事	建設部技術管理課 主事	堤 原 寿 美
総務部危機管理課 主事	港営部誘致推進課 主事	後 藤 伸 司
総務部危機管理課 主事	港営部管財課 主事	水 谷 清 彦
総務部危機管理課 技師	建設部事業推進課 技師	生 田 俊
総務部危機管理課 技師	建設部工事課 技師	小 川 祐 樹
総務部行政管理課 主事	建設部工事課 主事	服 部 千 春
総務部行政管理課 主事	議会事務局出向（議事課主事）	高 津 愛 弓
総務部職員課 主事	総務部行政管理課 主事	馬 場 千 世
総務部職員課 主事	総務部会計課 主事	吉 見 直 子
出納室兼務解除	出納室兼務	浅 野 ひとみ
総務部職員課 主事	港営部港営課 主事（名古屋みなと振興財団派遣）	水 越 智 哉
総務部財政課 主事	企画調整室（調整担当） 主事	岩 崎 亮太郎
総務部財政課 主事	港営部港営課 主事	池 竹 弘 旭
総務部財政課 主事	港営部管財課 主事	栗 野 友 美
総務部財政課 主事	監査委員事務局出向（監査課主事）	黒 川 太 郎
総務部会計課 主事	総務部財政課 主事	寺 西 俊 樹
出納室兼務	港営部港営課 主事	水 上 美 穂
総務部会計課 主事	港営部港営課 主事	大 嶋 啓 史
出納室兼務	企画調整室（企画担当） 主事	鈴 木 基 之
総務部会計課 主事	総務部総務課 主事	拜 郷 良 輔
出納室兼務	総務部危機管理課 技師	生 田 広 臣
港営部港営課 主事	総務部財政課 主事	高 橋 幸 代
港営部港営課 主事	建設部管理課 主事	中 根 拓 哉
港営部港営課 技師	建設部管理課 主事	
港営部港営課 主事	総務部総務課 主事	
港営部港営課 主事		
港営部港営課 主事		
港営部港営課 主事（名古屋みなと振興財団派遣）		

港営部港営課 技師 (名古屋みなと振興財団派遣 (更新))	港営部港営課 技師 (名古屋みなと振興財団派遣)	渡 辺 原 領
港営部誘致推進課 主事	港営部港営課 主事	新 田 雅 文
港営部誘致推進課 主事	議会事務局出向 (議事課主事)	清 水 尚 子
港営部管財課 主事	総務部総務課 主事	佐 伍 智 弘
港営部管財課 技師	建設部港湾工事事務所 技師	石 原 洋 子
港営部港湾管理事務所 技師	港営部港営課 技師	佐 藤 敏 之
港営部港湾管理事務所 技師	建設部港湾工事事務所 技師	松 山 克 久
建設部管理課 主事	総務部総務課 主事	小 島 幸 子
建設部管理課 主事	総務部会計課 主事	土 居 巖 准
出納室兼務解除	出納室兼務	
建設部管理課 主事	港営部港営課 主事	長 瀬 涉
建設部管理課 主事	港営部誘致推進課 主事	貝 塚 寛 子
建設部事業推進課 技師	建設部工事課 技師	向 井 満里志
建設部総合開発課 技師	建設部工事課 技師	有 村 千 鶴
建設部総合開発課 技師	建設部港湾工事事務所 技師	宮 地 美 穂
建設部技術管理課 技師	建設部施設事務所 技師	板 倉 太 一 郎
建設部工事課 技師	企画調整室 (企画担当) 技師	浅 野 慎
建設部工事課 技師	企画調整室 (計画担当) 技師	高 原 僚 太
建設部工事課 技師	企画調整室 (環境担当) 技師	柳 原 美 帆
建設部工事課 主事	総務部総務課 主事	栩 木 歳 子
建設部工事課 技師	建設部技術管理課 技師	山 田 正 作
建設部工事課 技師	建設部施設事務所 技師	下 田 真 弘
建設部工事課 技師	建設部施設事務所 技師	戸 谷 高
建設部港湾工事事務所 技師	退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	吉 田 春 樹
建設部港湾工事事務所 技師	建設部工事課 技師	佐 藤 寛 之
建設部港湾工事事務所 技師	建設部工事課 技師	田 中 健 介
建設部施設事務所 技師	退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	芳 賀 純 司
建設部施設事務所 技師	退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	北 村 宗 生
建設部施設事務所 技師	港営部管財課 技師	近 藤 章 弘
建設部施設事務所 技師	建設部事業推進課 技師	渡 邊 裕 之
建設部施設事務所 技師	建設部工事課 技師	野 口 裕 司
建設部施設事務所 技師	建設部工事課 技師	木 村 憲 治
監査委員事務局出向 (監査課主事)	総務部行政管理課 主事	池 田 香 澄
議会事務局出向 (議事課主事)	企画調整室 (調整担当) 主事	伊 藤 友 理
議会事務局出向 (議事課主事)	総務部総務課 主事	相 羽 央 樹
議会事務局出向 (議事課主事)	総務部職員課 主事	西 濱 彩千代
企画調整室 (調整担当) 主事	新規採用	檜 本 翔 也
企画調整室 (計画担当) 技師	新規採用	兼 崎 康 太
総務部総務課 主事	新規採用	堀 田 雅 未
総務部職員課 主事	新規採用	野々山 英里
港営部管財課 主事	新規採用	伊 藤 充 史
建設部事業推進課 技師	新規採用	戸 田 賢 寛
建設部工事課 技師	新規採用	内 藤 良 介
建設部工事課 技師	新規採用	服 部 聖 也
建設部工事課 技師	新規採用	平 井 咲 帆
建設部施設事務所 技師	新規採用	水 野 良 平

建設部施設事務所 技師
建設部施設事務所 技師

新規採用
新規採用

服 部 剛 大
佐 藤 拓 人
(以上 4 月 1 日)

発行所 名古屋市港区港町 1 番11号

名古屋港管理組合